

○愛知淑徳大学所属学部変更規程

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知淑徳大学学則第27条第2項に基づき、所属学部の変更（以下「転学部」という。）について必要な事項を定める。

（在学の原則）

第2条 学生は、在学期間を通じて同一学部に属することを原則とする。ただし、学長の許可があった場合、1回に限り転学部することができる。

（志願）

第3条 転学部を志願する学生（以下「志願者」という。）は、学長の定める期間内に、所属学部変更願書に必要な書類を添え、所属する学部の長を経て学長に提出しなければならない。ただし、複数の学科によって構成される学部においては、学部長以前に所属する学科の主任を経なければならない。

（審査選考）

第4条 学長は、所属学部変更願書を受理したときは、転学部志願先の学部に次の事項についての審査又は選考を行わせ、その結果についての報告を求めるものとする。

- （1） 転学部による学生の受け入れに伴う当該学部および学科の教育計画への支障の有無
- （2） 当該志願者の転学部に関する適性
- （3） 当該志願者の転学部を認める場合の転学部後の学部（以下「新所属学部」という。）に在学すべき年数
- （4） 当該志願者の転学部を認める場合の既修得単位の取り扱い

2 前項の審査又は選考については、当該学部教授会の議により決するものとする。

（許可）

第5条 学長は、前条第1項の報告に基づき転学部を認めると決した者に対して、転学部を許可する。

2 転学部を許可されなかった学生は、引き続き従前の学部に所属する。

（辞退の禁止）

第6条 転学部を許可された学生は、転学部を辞退することができない。

（修業年限等）

第7条 転学部した学生の修業年数は、転学部前に所属した学部（以下「前所属学部」という。）における在学年数に新所属学部において在学すべき年数を加えた年数とする。ただし、入学時から通算して8年を超えて在学することはできない。

（単位の取り扱い）

第8条 転学部した学生の既修得の専門教育科目、全学共通履修科目、学部認定科目等の単位のうち、転学部の選考に際して新所属学部（複数学科によって構成される学部においては転学部後の学科）の単位として認められた単位は、個別認定もしくは区分変更認定等とする。

（学納金）

第9条 転学部した学生は、新所属学部に係る学納金を納入しなければならない。

（改正）

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。